

公認会計士受験生向け 試験合格の極意テキスト

企業法～短答式&論文式試験対応



はじめに～みなさん！受験生時代の私のようにならないでください！！

企業法は、公認会計士試験では短答式試験と論文式試験の両方で問われる重要な科目です。

そして、会計科目なら会計科目特有の思考法と学習方法があるように、法律科目なら法律科目特有の思考法と学習方法があります。

ですが、法学部出身者でもない限り、この法律科目の思考法や学習方法そのものを学ぶ機会には普通ありません。

経済学部出身者である私自身、まさしく、この法律科目の壁にぶつかり、やることといえば、専門学校先生の講義を一生懸命に聞き、そしてテキストをとにかく読み込むこと、また、答練の解答を覚えることに終始していました。そのやり方しか、知らなかったんですね。

また、通常、専門学校では詳しく学習方法について教えるということはしていません。

私自身、長年講師をしています。まず、カリキュラムそのものが非常にタイトに組まれていて、学習方法について解説する暇なんてないこと、また、公認会計士を目指すのだから、そんなことは自分でできて当たり前、という風潮もあるかもしれません。



まあ、確かにごもっともな意見ですが、「学習の視点」や「学習方法」の必要性について、知識という形で認識がなければ、専門学校から渡される教材をとにかく「反復する」、「覚える」という学習に終始してしまうことになりかねず、現実問題として、そのような受験生が多いというのが私の自身の受験および講師としての体験からの実感です。

このような受験生のために執筆したものがこの企業法対策の試験合格極意テキストです。私自身、アクセルという公認会計士受験の学校にて、財務会計論と管理会計論を担当させていただき、企業法や監査論の論文答練の添削と指導もしておりました。そのときに書いたものが本書です。本書が、あなたの試験合格の一助になればと思っております！ M-Cass代表 公認会計士協会準会員 平井孝道

1. 論文式と併せて短答式の学習をやっていくと効果的

企業法の短答式試験で問われるのは、条文の内容と判例の2つです。しかし、短答式だけの勉強ですと、会社法の設計図が頭に入っていないため、いくら短答問題を解いても会社法のどの部分が出題されているのか、イメージできませんし、問題の数だけおさえなければならない論点があるように感じます。そこで、論文式の学習と併せて短答式の学習を行うと効果的です。論文式の学習で木の幹となる部分を体系的におさえておくことで、出題された問題が制度のどの部分のことを言っているのかイメージがつかますし、解答がわからなくても、制度の趣旨から解答を推定することも可能になってきます。企業法の短答式試験で問われる条文の内容と判例の知識をインプットするするには、膨大な時間がかかります。問題集を一ページ目から一生懸命解いても、なかなか学習効果を感じられない方もいらっしゃるのではないでしょうか。このため、解答センス(要は勘)を磨く必要があります。論文の勉強から解答を導いたり、勘をより働かせることができるようになりますので短答1ヶ月くらい前までには、論文と短答の両方を学習しておくもの1つの手です。その具体的方法ですが、テキストと論文問題集をやった後、短答問題集を解き、気になる部分はメモ書きなどしておくとういきたいと思います。

【会社法短答問題集 第15章株券、株式振替と株主名簿 参照】

問題[2]

定款をもって10株券未満の株券を発行しない旨を定めることができる。

解答 ×

10株未満の株主は株式を譲渡することができず、株式譲渡自由の原則(127条)に反し、無効である。

問題[3]

株式会社は、定款に別段の定めがない限り、株券を発行しなければならない。

解答 ×

会社法では、株券の不発行が原則とされ、株券を発行する場合は、その旨を定款に定めるものとされた(214条)

短答ノート

- ・株券不発行が原則
- ・定款で定めた場合に株券を発行することができる

4. 最後に、規定には常にあたりましょう

論文では、制度問題などのときは特に、条文操作が必要になります。つまり、試験開始の20分くらいは条文を探す作業となります。このため、お目当ての条文を探すために、条文を読めるようになっておく必要があります。よって、論文の学習では必ず、条文も確認するようにしましょう。

(株式の譲渡)

第二百二十七条 株主は、その有する株式を譲渡することができる。

(株券発行会社の株式の譲渡)

第二百二十八条 株券発行会社の株式の譲渡は、当該株式に係る株券を交付しなければ、その効力を生じない。ただし、自己株式の処分による株式の譲渡については、この限りでない。

2 株券の発行前にした譲渡は、株券発行会社に対し、その効力を生じない。



1. 企業法の出題パターン

論文式試験の企業法における出題パターンとしては、(1)制度問題 (2)事例問題 (3)2つの融合問題の3つがあります。(1)制度問題とは、会社法が設けている制度について説明させる問題です。(2)事例問題とは、会社法が設けている条文だけでは解決できない事例を、解釈によっていかに解決するかという問題です。事例で出てくるのは、実際に裁判で争いになった事件や学説上で争いがある論点となります。(3)2つの融合問題は、小問形式等で問1で制度問題、問2で事例問題と両方が出題される問題です。この2つの融合タイプの問題は本試験でよく出題されます。

【例】(1)制度問題

平成20年本試験

甲株式会社は、株式を1,000株発行している。このうち、甲会社の代表取締役Aが700株、甲会社の取締役Bが200株、Cが100株、それぞれ保有している。下記の問に答えなさい。

問1 甲会社が、Cとの合意に基づきCから甲会社の株式を取得するに際し、会社法上、どのような規制が設けられているか説明しなさい。

(2)事例問題

平成19年本試験

問2 すべての株主に株主総会の招集通知を発しなければならない場合において、一部の株主に招集通知が発せられずに開催された株主総会の決議の効力について論じなさい。

(3)融合問題

平成20年本試験

甲株式会社とその取締役Aに関する下記の問に答えなさい。

問1 Aが甲会社と取引をしようとする場合、どのような手続を経なければならないかを述べ、その手続を経ないでなされた取引の効力について論じなさい。

問2 Aが甲会社と取引をした場合において、A及び他の取締役の甲会社に対する責任について論じなさい。なお、甲会社は監査役会設置会社であるものとする。

2. 制度問題の学習方法

(1)制度問題でおさえるべき3つのこと

制度問題では、会社法が設けている規制などの制度を体系的に頭にいれることが大切です。

このとき、(1)制度趣旨と(2)条文、(3)体系的つながりの3つをおさえるようにしましょう。

(1)制度趣旨とは、その条文が設けられた理由です。(2)条文とは根拠条文です。どんなに素晴らしい制度趣旨を述べていても、その述べている根拠となる条文を示さないと法律学ではありません。

(3)体系的つながりとは、思いつくままの条文の列挙ではなく、制度としての形、もしくは条文の並びのことで、この体系を意識して述べないと、採点で高い評価をえることができません。

(2)具体例でみてみましょう

では、具体的にこのことをみてみましょう。例えば「株式譲渡自由とその制限について説明しなさい。」という問題が出題されたとします。会社法では法律により、株主の持つ株式については自由に譲渡してよいとなっている反面一定の制限を加えています。このことを説明するわけです。

【会社法テキストⅡ 第15章株式の譲渡と担保化 P228 参照】

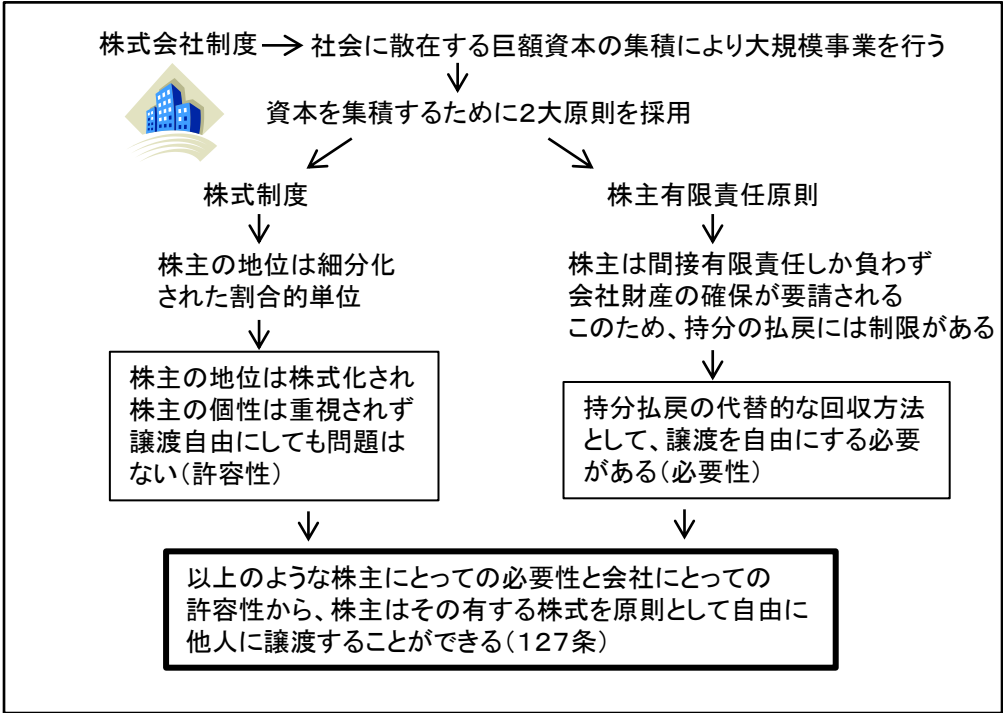
①株式譲渡自由についての論証例

株式会社が巨額資本の集積により大規模事業を行うためには、出資を促進する必要があるが、そのためには、株主に投下資本の回収を保証する必要がある。しかし、株主有限責任の原則により(104条)、会社債権者の担保となるのは会社財産だけであるから、会社財産の確保が要請される(資本維持の原則)。そのため、持分会社のような退社制度(606条)は認められず、持分払戻は、厳格に制限されている(155条、461条等)。そこで、持分払戻の代替的な回収方法として、株式の譲渡を自由にする必要がある。他方で、株主の地位は株式化され、株主は有限責任を負担するだけであり、さらに公開会社では、社員資格と機関資格が分離されている(331条2項、402条5項)。そのため、会社の内外において株主の個性は重視されず、株式の譲渡を自由にしても問題はない。そこで、株式会社においては、株主の投下資本の回収を保障するために、株式の譲渡は、原則として自由とされている(127条)

この株式譲渡自由に関する論証例で確認していただきたい部分が3つあります。その、1つ目は「制度趣旨」の部分です。株式譲渡の自由が、なぜ株主に認められているのか、その理由です。理由があるからこそ会社法は条文を設けているわけですから、その理由を述べる必要があるのです。

次に、2つ目は「根拠条文」です。論証例でも株式譲渡自由が掲げられている条文が(127条)と挙げられていることを確認して下さい。ここでは会社法の法律について述べているのですから、通常はその条文があるはずです。よって、採点者に「わたしは127条のことについて述べています。適当に言っているではありませんよ。」ということを指し示す必要があるのです。

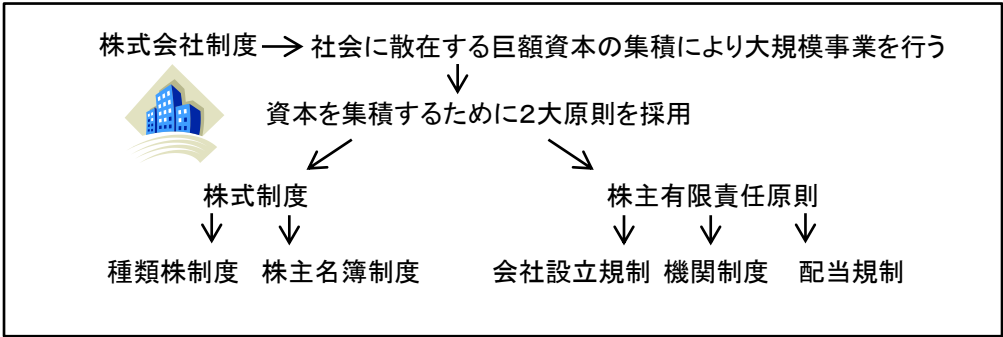
そして3つ目は「体系的つながり」です。株式譲渡自由が認められる理由を、会社法の体系を意識しながら述べるのが高い評価につながります。例えば、株式譲渡自由の論証例を体系化してみると以下のような感じになります。



このように、株式譲渡自由について、その趣旨を述べるとき、株式会社の二大原則を意識して書くことが大切です。

また、株式譲渡自由についての論証例を頭にいれるときは、文章を一行ずつ覚えていくよりも、左のような図解とセットで論証を覚えていくと記憶に残りやすいものとなります。

なお、株式会社の2大原則は会社法の様々な規制に関係していきます。



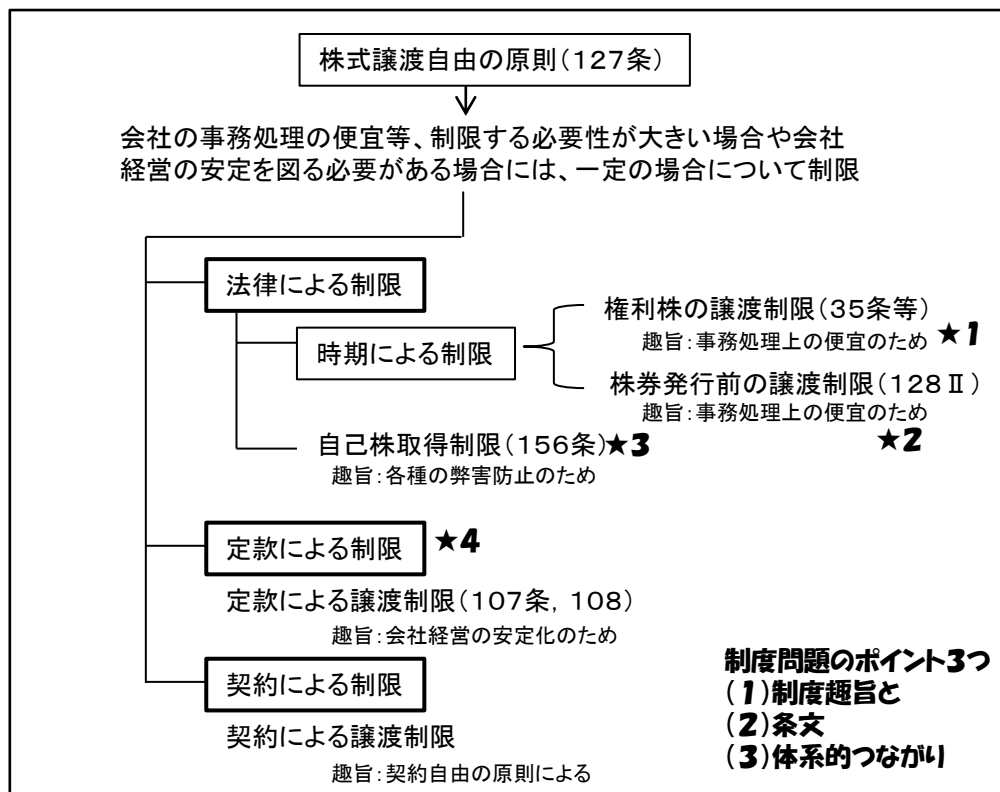
②株式譲渡の制限についての論証

会社法では、株式の譲渡自由を原則としていますが、会社の事務処理の便宜等、制限する必要性が大きい場合や会社経営の安定を図る必要がある場合には、一定の場合について制限を設けています。この制限についてどのような場合に制限されているのかをまずは列挙します。なお、このときは試験用参照条文から探し出して列挙することになります。

【譲渡制限される場合を列挙】

定款による譲渡制限(107条、108)	自己株取得制限(156条)	契約による譲渡制限
株券発行前の譲渡制限(128Ⅱ)	権利株の譲渡制限(35条、63条Ⅱ、208Ⅳ)	

あとは、これらを使って論証していけばいいのですが、適当に列挙した順に論証するのではなく、一定の視点から論証する必要があります。以下、その並びを体系図としてみます。



このように、譲渡制限される場面はいろいろありますが、大きくは、法律によって制限される場合と、自主的に制限する場合に分けることができ、また法律による制限では時期による制限とそれ以外にも分けることができます。このように一定の視点で分類し、その視点に基づいて論証していきます。

なお、論証するときにはその規制の趣旨と条文の2つを書くことを忘れないようにしましょう。

株式譲渡制限についての簡単な論証例

株式会社において、原則として株式の譲渡が自由とされているが(127条)、会社の事務処理の便宜等、制限する必要性が大きい場合や会社経営の安定を図る必要がある場合には、一定の場合について制限を認めている。その制限を態様ごとに以下に述べることにする。

まず、株式譲渡制限においては、法令によって強制的に制限される場合と自主的に制限する場合がある。前者の法令によって強制的に制限する場合では、時期による制限とその他の制限がある。時期による制限としては、権利株の譲渡制限(35条等)と株券発行前の譲渡制限(128条2項)とが挙げられる。これらは、ともに会社の事務処理上の便宜のために設けられた制限である。また、その他の制限としては、自己株式の取得制限が挙げられる(156条以下)。自己株式を取得することは、株主平等原則に反するなど各種の弊害があるため、法は制限を設けている。

つぎに、自主的な制限として、定款による譲渡制限が挙げられる(107条、108条)。小規模な閉鎖会社では株主の個性が重視される。このため、会社経営上好ましくないものを排除し、経営の安定化を図るために株式譲渡自由の原則の例外として認められた。

(3)体系化するときには、争点となる論点もいっしょにおさえましょう。

上記のように、会社法の制度問題対策では、体系化しておさえ、体系化して論証することが大切です。ここで、さらに一歩進めて、体系化するときには争点となっている論点が体系図のどこにあるのかということも一緒におさえるようにしましょう。上記体系図の中で★マークがあるかと思います。その★マークは争点がある部分を表しています。★1は「権利株の譲渡の効力」、★2は「株券発行前の譲渡の効力」、★3取得決議のない自己株式取得の効力」★4「承認機関の承認を欠く譲渡の効力」。これらは、条文に明文がなかったりすることで争いとなっている部分です。よって、どこにその争点があるのか、体系図といっしょにおさえることが大切です。

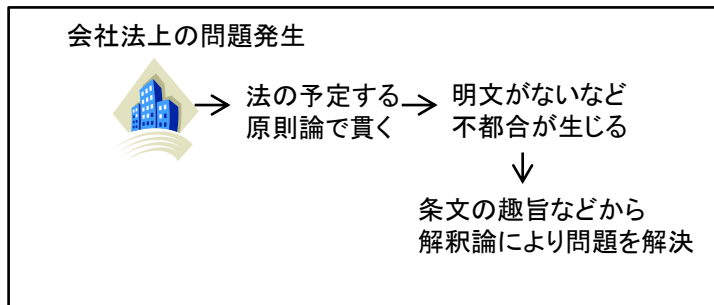
3. 事例問題の学習方法

(1) 法的思考を身につける

事例問題では、ある出来事が起こります。そして、それを会社法を適用したり解釈によって妥当な結論に導くことが求められます。このときに、求められるものが法的思考(リーガルマインド)です。

法的思考では、会社法上問題となる出来事が起こったとき、それに対してまず会社法の法律を適用し、問題を解決するという能力が求められます。これは、先ほどの制度問題につながります。つまり、どのような制度が用意され、どのような条文が設けられているのかという知識が必要になります。しかし、法的思考として求められるのはこれだけではありません。実際に起こる会社法上の事件では、法の予定しないことが起こります。法が予定しないのですから当然に、その問題を解決する条文は存在しません。そこで、会社法の趣旨から、解釈により問題を解決することが求められるのです。

【リーガルマインドとは】



事例問題のポイント3つ

- (1) 問題提起(どうしても問題が生じるのか、原則論から常に考えていく)
- (2) 規範定立(なにを基準に解釈で解決するのか、結論と理由をしめす。この場合、条文の趣旨から妥当な結論を導く)
- (3) あてはめ・結論(自分が解釈により出した結論を事例にあてはめる。ここが意外と難しかったりする)

(2) 例題でみてみましょう

では、具体的にこのことをみてみましょう。例えば「定款で株式の譲渡には取締役会の承認を要する旨の定款が定めてある会社において、株主Aは承認を得ずにBに株式を譲渡した。この場合、譲受人Bは会社に対して株主名簿の名義書換を請求できるか」という問題があったとしましょう。以下にその論証例をのせます。

【会社法テキストⅡ 第15章株式の譲渡と担保化 P237 参照】

承認機関の承認を得ずに譲渡制限株式が譲渡された場合の効力については、明文の規定がなく問題となる。思うに、会社にとって好ましくない者の経営参加を防止し、会社経営の安定を図るという制度趣旨を達成するためには会社に対する関係で譲渡の効力を否定すれば必要十分である。むしろ当事者間では有効として、譲渡による投下資本の回収を最大限に保障する必要がある。会社法が譲渡についてではなく、譲渡による取得について承認を必要とし(136条137条)、また株式取得者からの承認請求を認めているのも(137条1項)、当事者間では譲渡が有効であることを前提にするものであると解される。したがって、承認機関の承認を得ずになされた譲渡制限株式の譲渡は、会社に対する関係では無効であるが、当事者間では有効であると解する。以上のことにより、AB間での株式譲渡は有効であるものの、会社に対する関係では株式譲渡の効力は無効であるため、Bは会社に対し、自己が適法な譲受人であることを主張し得ず会社に対し名義書換を請求することはできない。

事例問題では書き方の典型フォームというものがあリ、①問題提起(原則論で貫くと不都合が生じる)→②規範定立(解釈論により、どのように解決するか)→③あてはめ・結論(結果、どのようにするのか)という形で論じるのが基本です。

承認機関の承認を得ずに譲渡制限株式が譲渡された場合の効力については、明文の規定がなく問題となる。

思うに、会社にとって好ましくない者の経営参加を防止し、会社経営の安定を図るという制度趣旨を達成するためには会社に対する関係で譲渡の効力を否定すれば必要十分である。むしろ当事者間では有効として、譲渡による投下資本の回収を最大限に保障する必要がある。会社法が譲渡についてではなく、譲渡による取得について承認を必要とし(136条137条)、また株式取得者からの承認請求を認めているのも(137条1項)、当事者間では譲渡が有効であることを前提にするものであると解される。したがって、承認機関の承認を得ずになされた譲渡制限株式の譲渡は、会社に対する関係では無効であるが、当事者間では有効であると解する。

以上のことにより、AB間での株式譲渡は有効であるものの、会社に対する関係では株式譲渡の効力は無効であるため、Bは会社に対し、自己が適法な譲受人であることを主張し得ず、この結果、会社に対し名義書換を請求することはできない。

まず原則論を述べます。
この場合は明文がないということになります。

規範定立です。
どのように解決するのかの理由を述べます。
理由立ては条文の趣旨から考えます。

事例にあてはめて結論を述べます。

(3)フローチャートを作って法的思考を身につけよう！

法律科目は、法的思考を身につけるために論症例をフローチャートの形に自分で書き起こしてみると効果的です。司法試験のテキストなどでも使われていますので、ぜひ、やってみてください。

では、上述の「譲渡承認を得ない株式譲渡の効力」についての論症例で下記に参考として載せておきます。

問題提起

承認のない譲渡制限株の譲渡の効力について、明文がないので問題



規範定立

結論：会社に対する関係では無効、当事者間で有効



その理由

理由① 譲渡制限の制度趣旨：好ましくない者の経営参加を防止、経営の安定を図る



上記趣旨を達成するためには会社との関係で効力を否定すれば十分



理由② 当事者間では有効として、譲渡人の投下資本回収を保障する必要がある



理由③ ・会社法が譲渡ではなく、譲渡による取得について承認を必要としている（136・137）
・株式取得者からの承認請求を認めている（137Ⅰ）
これは当事者間では有効であることが前提



あてはめ・結論

- ・AB間の株式譲渡は有効
- ・会社に対する関係では無効 →
- ・Bは会社へ自己が譲受人と主張できない
- ・なので、会社に対する関係で名義書換え請求はできない

そして、このようなフローチャートを「自分で」描いてください。

このことで、法律科目の論理展開（リーガルマインド）を身につけることができます。

なお、このフローチャートを作成するときに、その元となる教材には以下のものが挙げられます。多少面倒くさくとも必ずやっておくことをオススメします！！

フローチャートを作るネタもと

- ①手持ちのテキストや問題集
- ②答練の模倣解答
- ③成績優秀者の模範解答
- ④過去問の模範解答



なお、上記の③と④は、多くの受験生はやってません！

ということは、これをやっておけば、成績優秀者の得点力の秘密を探れますし、本試験に直結した、答案構成も身につけることができますね！

そう、あなたはこれで他の受験生よりも大きなアドバンテージを得ることができたわけです！
受験生時代、勉強方法がわからず水道橋の本屋さんを探し回っていたあの頃の自分に教えてあげたいです（涙）。

(4)受験生に対する添削指導の実例！

私が担当していた、企業法答練の実際の添削指導を参考例に載せておきます。

この受講生は、企業法がネックで、そのためにアクセルに乗り換えたのですが、見事、最終合格を果たしました！

【問 題】

甲株券発行会社（本問においては、「甲会社」という。）は、会社成立後も、長期にわたりその株主Aに対して株券を発行していない。この場合に関する次の各問に答えよ。

問1 甲会社の株券不発行が適法な場合として、どのような場合が考えられるか。

問2 甲会社は、成立後遅滞なく株券を発行しなければならないにもかかわらず、株主Aの1年間にわたる再三の請求を無視して違法に株券を発行しないので、業を煮やした株主Aは、意思表示だけでその株式をBに譲渡してしまった。Bは、甲会社に対して名義書換を請求することができるか。

問3 問2を肯定するとして、甲会社は、株券発行前の株式譲渡であることを理由にBの名義書換を拒否して、定時株主総会の招集通知をAに送付し、Aに議決権を行使させてしまった。Bの定時株主総会の決議取消の訴えは認められるか。

上記問題で、問3の模範解答がこちら

問3 一 甲会社は、Bの名義書換請求を不当に拒絶し、Aに議決権を行使させている。譲受人は、名義書換をしない限り、会社に対して株主であることを対抗することはできないが（130条2項）、名義書換の不当拒絶の場合も同様に解すべきか⁽⁵⁾。

二 思うに、本項は、会社と株主間の法律関係を株主名簿上の記載・記録により画一的に処理して会社の事務処理上の便宜を図る制度である。とすれば、不当拒絶の場合にまで、本項を適用して会社の便宜を保障する必要はない。また、会社が名義書換を不当拒絶しておきながら、名義書換がないことを理由に譲受人の権利行使を拒否することは信義則にも反する（民法1条3項）。したがって、不当拒絶の場合は130条2項の適用はなく、会社は、株主名簿上の記載・記録にかかわらず、譲受人を株主と扱わなければならないと解する。

三 以上より、甲会社は、議決権をBに行使させるべきなのに、Aに行使させているため、決議方法の法令違反⁽⁶⁾として、Bの決議取消の訴えは認められる（831条1項1号）。

【論文合格者の答案】

合格者レベルの人がどのような答案を書いているのか、参考にしてください。

ここでは、論理の流れ、キーワードの使い方を確認するとよいでしょう。

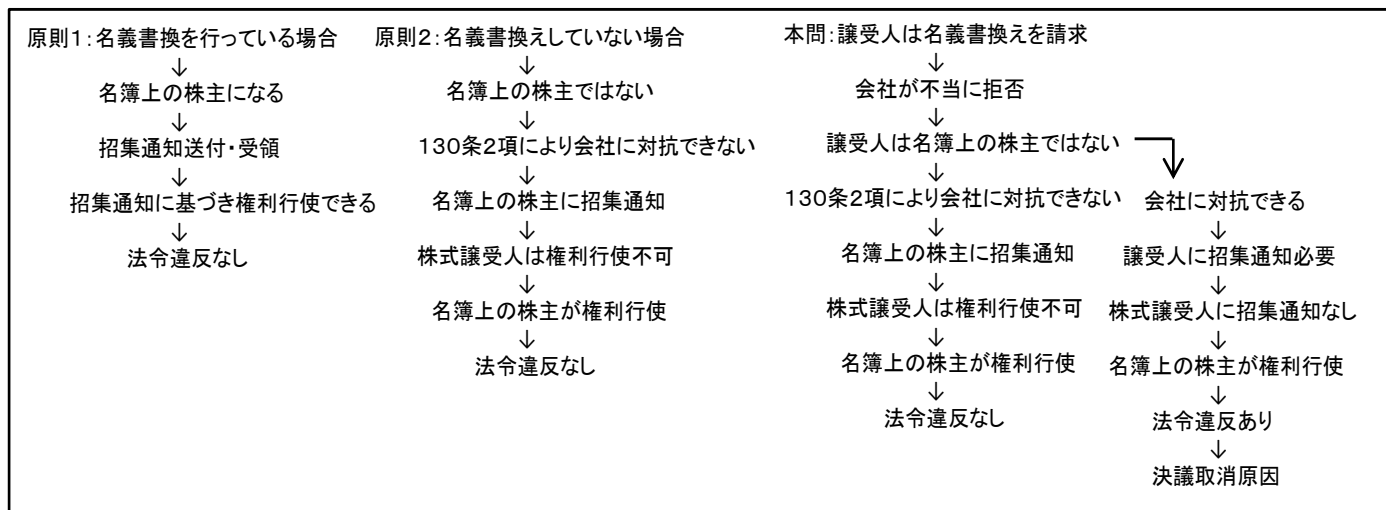
問1	株券発行会社は、株式を発行した日以後遅滞なく、当該株式に係る株券を発行しなければならない(215条1項)。甲会社は株券発行会社であるから215条1項が適用される。しかし、甲会社が非公開会社である場合には、株主からの請求があるまでは、株券を発行しないことができる(215条4項)。ゆえに、甲会社の株券不発行が適当な場合は、甲会社が非公開会社の場合である。
問2	株式会社においては、投下資本の回収の必要性から、株式譲渡自由の原則(127条)が存在するが、株券発行会社においては、その例外として、株券発行前にした株式の譲渡は、効力を生じない(128条)。この趣旨は、会社の株券発行手続の混乱を防止して、スムーズな株券発行、交付を行う、という、会社の事務処理上の便宜である。 では、本問のような、株券発行も不当に遅滞している場合にも、128条は適用されるのだろうか。 思うに、128条の趣旨が、会社の事務処理上の便宜という、形式的なものにすぎない以上、甲会社が株券発行も不当に遅滞し、自らが215条1項における義務を履行していない以上、甲会社に128条の利益を与える必要はなく、この場合、大原則である、株式譲渡自由の原則を適用すべきである。 そのため、Bは、甲会社に対して、名義書換を請求することができる。
問3	問2を肯定する、ということは、Bは甲会社に対して名義書換を請求できる、ということであり、甲会社は、今後、Aではなく、Bを株主として扱わなければならないことを意味する。それにも関わらず、甲会社は、定時株主総会の招集通知を、法的に株主ではないAに送付して、また、議決権もAに行使させている。これは、株主総会決議取消の訴えの対象となるのだろうか。 株主総会決議取消の訴え(831条)を提起するためには、当該株主総会において、何らかの瑕疵が必要であるが、本問においては、株主に対して招集通知を送付せず、無権利者に送付、議決権行使が行われており、招集手続や決議方法に法令違反が存在する(831条1項1号)。また、違反の事実は軽微とはいえず、Bの出席により決議に影響を及ぼさない、とはいえないため、裁量棄却は認められない(831条2項)。 よって、Bの定時株主総会決議取消の訴えは認められる。

2、採点講評(〇〇様)

第1問について

条文の趣旨から考え、論じられている点は大変良かったです。ただ、まだ理解不足の部分もあるようですので、基礎テキストなどでしっかりと理解し、論証例をおさえるとよいでしょう。特に、法的思考の学習では、法律関係の流れを的確に負っていく思考が大切です。このため、フローチャートをつかって、学習する方法も有効ですので、ぜひ、参考にされて下さい。

例えば、問3についてです。問3では、会社側の不当拒絶によって、名義書換えが行われず、この結果、株主名簿上の株主はAのままであり、Bは名簿上の株主になっていません。このため、招集通知は、原則通り、株主名簿上の株主であるAに送付され、その結果、Aが議決権を行使してしまっています。このことを理由に、Bは決議取消の訴えを提起できるのかが問われていますが、このような法律関係の問題を考えていくに際して、いきなり論点に飛びつくのではなく、法律関係の糸をたぐり寄せるような感じで、考えていく必要があります。つまり、決議取消の訴えを提起するためには、招集手続又は決議方法の法令違反が必要ですが、本問では株主名簿上の株主Aに招集手続を行っています。ところが、このAは実質的な株主ではなく、会社が名義書換えを不当に拒絶したために、実質的な株主Bが名義書換えができなかった結果でした。このことが法令違反につながるのかどうかを以下のようなフローチャートで考えてみるのです。



第2問について

ある程度は理解されているようで、良かったです。ただし、やはり理解不足があるようですので、論点に関しては場合分けをするなどして、正確におさえるようにしましょう。解説でもありますとおり、株主平等原則の論点では、まず、株主平等原則に反する行為は無効になることを前提に、①平等原則の適用があるのかどうか、②適用があるとして、その事例は平等原則に反するのかどうか、という2点が問題となります。この2つを混同しないようにしっかりと理解し、答案にも反映させるようにするとよいでしょう。

最後に～大丈夫。あなたならちゃんと合格できますよ！

最後に、ここまでお読みくださってありがとうございます。

公認会計士講座を担当していた当時に作ったものを、いま引っ張り出し、急遽再編集したので多少読みづらい部分もあったかもしれませんが、その点はご了承ください。

とにかく、ブログ等でいつも書いている通り、学習方法さえ誤らなければ、公認会計士試験はちゃんと合格できます！そして、その視点を持ち、こうして当ブログを探し当て、そこから本書をダウンロードした、あなたは、確実に！他の受験生に対し、大きなアドバンテージを得ています。

なぜなら、多くの受験生は専門学校任せだからです。

本書の内容は、私が受験生時代に、挫折を味わいながら苦労して身につけた方法です。

ぜひ、ここに書かれていることを参考にいただき、私のように苦労せず、チャチャ～と公認会計士試験に合格していただければと思っております！

告知です！

画期的なビジネススキル教育！ ビジネスゲーム「M-Cass」セミナー

日本経済の一翼を担うビジネスパーソンになる！



営の現場に強い人財を育てるため
*M-Cass*で会計力と経営力を同時に学ぶ

実際の経営者の立場で会計の基礎応用と経営力を学べる
画期的な会計事務所向け研修プログラムをご体感ください

学	決算書が 理解できる				
ぶ	根拠のある 経営判断 ができる	実務に役立つ 仕事力が 身につく	コミュニケー ション力が 身につく	ゲームで 楽しく経営 体験できる	使
				会計知識が 短時間で 習得できる	う

ビジネスでちゃんと活かせる
企業会計や経営戦略など
の知識を、ビジネスゲーム
と座学により身につけて
いただくセミナーです！
ご興味のある方は
「**ビジネスゲームM-Cass**」
で検索してください！！



全ての業種に共通して経営力向上に効果的な教育プログラムを
既存の顧問先の支援だけでなく新規顧客の創出にご利用ください



問先の経営支援や
主催セミナーの集客に*M-Cass*を使う

ビジネスゲームで経営と会計に力を



M-Cass

<https://m-cass.co.jp/>

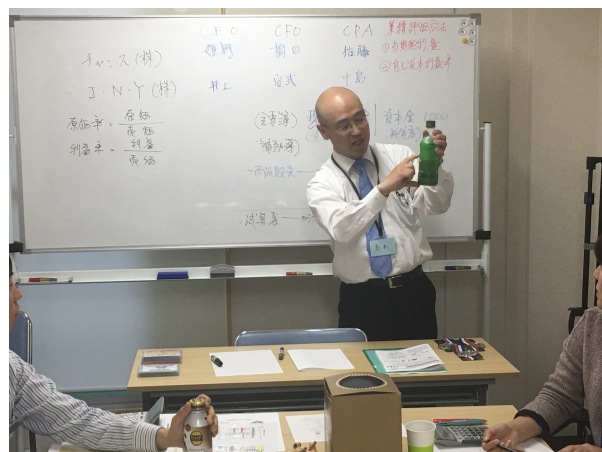


告知です！
パート2

少人数限定ですが 簿記検定・税理士・公認会計士試験 合格のためのセッションを行います！



最小の努力で最大限の効果を得て、短期合格！



主催者：M-Cass 代表 平井 孝道
(日本公認会計士協会準会員南九州会所属)

<略 歴>

専修大学経済学部卒業

専門学校や大学にて、簿記検定講座、公認会計士試験講座、
税理士試験講座で講義を担当。

公認会計士試験合格後、一部上場企業の内部統制整備・運用
や社会福祉法人の経理システムの
導入、学校法人の会計監査、熊本県の包括外部監査に従事。

講師 高木 昭宏
(日本ファイナンシャル・プランナーズ協会会員)

<略 歴>

熊本大学大学院卒業

専門学校や大学・企業にて、簿記検定講座、税理士試験
講座、ファイナンシャル・ランニング講座で

講義を15年以上担当。税理士試験会計科目、日商簿記
1級、建設業経理士1級などに合格。

趣味：株式投資（10年以上継続中。）特技：バレー
ボール（小学校3年生から）

ご提供するサービス	具体的な内容
学習方法の個人鑑定書の発行 金額：3,000円／一通	ヒアリングを通して、ご自身の学習 状況の明確化、学習方法の問題点、 改善のアドバイスを 鑑定書により発布します。
学習方法に関する個人指導 (スカイプ等を利用) 金額：5,000円／1時間	個人セッションにより、スカイプ等 により個別のご指導をいたします！

お問い合わせ先：メール hirai@m-cass.co.jp